

第7号様式（第7条関係）

配水管等工事協定書

工事確認番号秦水 号の配水管等工事について、市長（以下「甲」という。）と事業者（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（工事の施行）

第1条 工事の実施に当たって、甲は配管計画の策定、現地立会い、通水作業、不断水立会い、水圧試験等を行い、乙は甲が定める規定等に従い配水管工事及びそれに附帯する工事を自費で行う。なお、乙は、この工事で整備する水道施設（以下「水道施設」という。）を包括して甲が作成する給水計画及び同計画に基づく事業の施行に対し、異議を申し立てることができない。

（工事の実施時期）

第2条 乙は、道路占用・道路使用・付近住民等への周知等、必要な手続を行うとともに、工事着手届を提出後、工事を実施する。

（検査）

第3条 乙は、工事が完了したときは、速やかにその旨を甲に報告し、甲の実施する完了検査を受けなければならない。また、乙は検査に当たっては、施工者を立ち合わせなければならない。

（施設の譲渡）

第4条 乙は、甲の完了検査を受けた後、速やかに水道施設の譲渡に必要な書類を甲に提出するものとし、その書類を甲が受理した日をもって水道施設を甲に譲渡する。

（^{かし}瑕疵担保）

第5条 甲は、水道施設に^{かし}瑕疵があるときは、乙に対し相当の期間を定めてその^{かし}瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え、若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、^{かし}瑕疵が重要ではなく、かつ、その補修に過分の費用を要するときには、補修を請求することができない。

2 前項の規定による^{かし}瑕疵の補修又は損害賠償の請求は、水道施設の譲渡を受けた日から2年以内にこれを行わなければならない。

(維持管理)

第6条 水道施設について、甲が正当な理由に基づいて行う維持管理の行為に対し、乙は異議を申し立てることができない。

(解除)

第7条 この協定締結後、相当日数経過後においても乙の理由により工事の完了ができないときは、甲は、この協定の一部又は全部を解除することができる。

(その他の事項)

第8条 この協定に定めがない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市水道事業
秦野市長

乙